

## 【10-3-5】主要科目の特長（法学部法学科）

法学科のカリキュラムを構成する各科目群・分野の内容は次のとおりです。

### (1) NGU 教養スタンダード科目

#### キリスト教に関する科目

＜キリスト教＞に関する科目は、キリスト教主義大学である本学の核心です。必修科目の「キリスト教概説」「キリスト教学」では、世界の文明に大きな役割を果たしたキリスト教を、人間、歴史、社会、生命などとの関わりにおいて考え、世界に通用するしっかりとした人間観・世界観を築く足がかりとします。

#### 自己理解と自己開発に関する科目

1年生の必修科目である「基礎セミナー」では、少人数クラスで「大学で学ぶことの意義」について理解し、有意義な大学生活を送る足がかりを形成することを目的としています。さらに、大学での学びを促進させるスキルの習得をめざして、授業を受ける技術、プレゼンテーションの技法、情報検索の方法など、2年次以上のゼミナール活動の基本となるスキルについて学ぶことを目標としています。また、「キャリアデザイン1a～3b」などの科目を配置して、「将来なりたい自分とは何か」についてしっかりしたイメージを養うとともに、職業を考え将来のキャリアを設計するための足がかりとします。

#### 社会的教養に関する科目

＜人間理解＞、＜社会理解＞、＜自然理解＞、＜歴史文化理解＞、＜環境理解＞、＜身体理解＞（＜身体理解＞）、＜地域理解＞

自分で考える力を養い、深みのある人間性を身につけるためには専門の学修だけでなく、一般教養の修得が欠かせません。文学、哲学、心理学を学ぶ＜人間理解＞、社会のしくみを考える＜社会理解＞、自然をさまざまな角度からながめる＜自然理解＞、人間や世界の文化や歴史を学ぶ＜歴史文化理解＞、地球環境や生態系について考察する＜環境理解＞、スポーツの実技と理論、健康について学ぶ＜身体理解＞（＜身体理解＞）、まちづくりを多様な視点から考える＜地域理解＞の中から、バランスのよい履修を心がけてください。

#### 言語とコミュニケーションに関する科目

外国語については、「英語」、「ドイツ語」、「フランス語」、「スペイン語」、「中国語」、「韓国語」の6カ国語を学ぶことができます（リハビリテーション学部、スポーツ健康学部は英語科目のみ）。また、「手話」や「日本語表現上級」も学修することができます。

## 情報理解に関する科目

情報教育の充実は、本学の大きな特色です。全学生にノートパソコンを配付し、すべての学生がコンピュータを使って学べるように指導しています。必修科目の「情報処理基礎」では、コンピュータやネットワークの基本的な利用方法を半年間でマスターします。

## 教職に関する科目

ここに設置されている科目は教員免許取得をめざして教職課程に加入している者だけが受講できる科目です。実際に教員免許を取得するためには、教職課程履修規程にもとづき、この領域の科目に加えて、その他の指定された科目を履修する必要があります。

## (2) 専門科目

### ① 導入科目

1年次春学期の「法学・憲法入門」、「民法入門」、「刑法入門」、1年次秋学期の「政治学入門」あわせて4科目を必修としています。

「法学・憲法入門」においては、法と道徳、法の種類、法の解釈、法の歴史、裁判制度など法や法制度の特徴などの法学の基本に加えて、憲法の基本的原理、基本的人権の体系など憲法の基本理念と体系を学修します。また、特に法が運用される具体的場面に触れるため、全授業回数のうち1回分を裁判所見学・法廷傍聴にあてます。

「民法入門」、「刑法入門」、「政治学入門」では、法学学修の主要分野である民事法・刑事法、および法学隣接科目としてその理解が重要となる政治学の基礎的部分を学修します。これによって、《専門科目》の履修とのスムーズな連携をはかり、《専門科目》の学修効果をより高めます。

### ② 公法科目

1年次春学期の「憲法・法学入門」を踏まえて、1年次秋学期に「憲法1a（人権）」、2年次春学期に「憲法1b（総論・統治機構）」をそれぞれ必修科目として配置します。それに続き、2年次秋学期に「憲法2（憲法発展）」、3年次春学期に「憲法特講」を開講し、憲法の基礎から発展的内容までを学修し、その理解を深めていきます。また、憲法の学修を踏まえて、行政特有の活動を規律する行政法の分野について、2年次から3年次にかけて「行政法総論1」、「行政法総論2」、「行政救済法1」、「行政救済法2」、「地方自治法」、および「行政法特講」の6科目12単位を配置します。さらに、現代社会において国民の最大の関心事のひとつとなってきた税制について学修する「租税法」を3年次に開講します。

### ③ 民事法科目

民事法を統括する大原則を扱う「民法総則1」および「民法総則2」をそれぞれ1年次春学期および1年次秋学期に置き、必修科目とします。それに続いて2年次春学期には、

「物権法」および「債権法総論 1」を、2 年次秋学期には、「担保法」および「債権法総論 2」を配置します。3 年次春学期には、契約法を扱う「債権法各論 1」を、3 年次秋学期には、事務管理、不当利得、不法行為などを扱う「債権法各論 2」をそれぞれ配置します。これら財産法のうち、「物権法」、および「債権法総論 1」を必修科目とします。さらに、3 年次春学期には、民事訴訟法のうち、第一審手続の部分を学修する「民事訴訟法 1」を開き、秋学期に複雑訴訟などを扱う「民事訴訟法 2」を開講します。また、私たちにとって身近な問題である家族に関する法を「親族法」、「相続法」として開きます。さらに、民事手続法として、「民事執行・保全法」および「倒産法」を置いています。また、民法の発展的内容を学習するための「民法特講」を 3 年次春学期に置いています。

#### ④ 商事法科目

商事法の総則的、かつ基本的な考え方を扱う「商法総則・商行為法」を 2 年次春学期に開き、商行為の体系的理解をはかります。また、会社法制の基礎、会社の設立・機関などを扱う「会社法 1」を 2 年次秋学期に配置し、株式、資金調達、組織再編などを扱う「会社法 2」を 3 年次春学期に配当します。さらに、2 年次秋学期に「手形法・小切手法」、3 年次春学期に「金融商品取引法」、3 年次秋学期に「保険法」を置いています。

#### ⑤ 刑事法科目

1 年次春学期の「刑法入門」を踏まえて、犯罪と刑罰の関係を一般的、かつ理論的に学ぶ「刑法総論 1」および「刑法総論 2」をそれぞれ 1 年次秋学期および 2 年次春学期に配当し、必修科目としています。続いて、「刑法各論 1」を 2 年次秋学期に置き、「刑法総論」の学修を踏まえて、窃盗罪や殺人罪といった個々の犯罪の成立要件と刑罰を具体的に学修します。そして、各犯罪に関する判例学説上の主要な論点について発展的に学修する「刑法各論 2」を 3 年次春学期に配置します。また、3 年次春学期に刑事訴訟法の基礎的な知識、手続の流れおよび捜査・公訴提起などを学修する「刑事訴訟法 1」を、3 年次秋学期に刑事訴訟法 1 の学修を踏まえて「刑事訴訟法 2」を連続して開講し、刑法を実現するための訴訟手続について体系的に学修します。さらには、3 年次秋学期に「刑事政策」を開講します。

#### ⑥ 現代・社会法科目

労働関係を規律する労働三法や労働契約法などを扱う「労働法 1」および「労働法 2」をそれぞれ 3 年次春学期および 3 年次秋学期に配置し、独占禁止法などの法制度を扱う「経済法」を 3 年次秋学期に配当します。また、現代社会において、特に重要度を増している「知的財産法」を 3 年次春学期に開講し、引き続いて、国際化の度を強める現代社会に対応するため、「国際知的財産法」を 3 年次秋学期に開講します。なお、「情報法」、「環境法」、「消費者法」についても、すべて 3 年次春学期以降に配当します。

## ⑦ 国際関係法科目

国際化が一段と進む現代社会において、国際感覚をもって地域の持続的発展に貢献できる人材の育成に貢献するため、《国際関係法科目》として以下の科目を展開します。

まず国際公法について、「国際法 1」と「国際法 2」として、それぞれ 2 年次春・秋学期に開講します。その上で、国際連合などの国際機構について国際法の観点から学ぶ「国際機構法」を 3 年次春学期に配当します。また、「国際私法 1」と「国際私法 2」を、それぞれ 3 年次春・秋学期に、同じく、「国際取引法」と「国際企業法務」をそれぞれ 3 年次春・秋学期に配置します。これにより、国際社会に生起する多様な事象の理解に不可欠な国際関係法の理解をはかります。

## ⑧ 基礎法科目

日本の法制度の歴史に関する日本法制史やヨーロッパにおける法制度の発展に関する西洋法制史を扱う「法史学」を 2 年次春学期に開きます。また、「法哲学」を 3 年次春学期に、「法社会学」を 3 年次秋学期に、それぞれ開講して、社会的、哲学的に法を見つめることで、より深い法の理解へと繋げる構成とします。加えて、「外国法」を 3 年次秋学期に配置します。

## ⑨ 政治学科目

近代社会において、法と政治は相互不可分の関係にあります。そこで、《政治学科目》について、「比較政治学」を 2 年次春学期に配置し、導入科目の「政治学入門」に続いて政治学の基礎的理解を深めます。その上で、2 年次秋学期の「国際政治理論」で国際政治の歴史と思想、および理論を総合的に学びます。また、国際政治の実践的応用論として「政治外交特講」を 3 年次春学期に配当します。さらに、「政治学」からの発展的な科目として、「行政学」を 3 年次春学期に配当します。

## ⑩ 関連科目

関連科目として、「経済学」と「経営学」を、2 年次に配置し、その展開的な科目として、「金融論」、「財政学」、「会計学」、「社会保障論」を 3 年次に配当します。また、多様な価値観や文化を有する世界市民と共生し、国際感覚をもって諸問題を解決できる人材の育成に貢献するべく、留学関係として、「国際理解 1」、「国際理解 2」、「国際理解 3」、「国際理解 4」を置き、短期留学プログラムでの学修を最大 8 単位まで認定します。

## ⑪ 演習科目

「演習科目」は、《NGU 教養スタンダード科目》の「基礎セミナー」に続く 1 年次秋学期の「専門導入演習」から始まります。2 年次春・秋学期には、「専門基礎演習 1」と「専門基礎演習 2」をそれぞれ配置して、3 年次には「専門演習 1」を通年で、4 年次には「専門演習 2」を通年で開講し、少人数での専門教育を徹底します。なお、「専門導入演習」、「専門基礎演習 1」、「専門基礎演習 2」、「専門演習 1」、「専門演習 2」の 5 科目 14 単位を

すべて必修科目とします。

#### ⑪-1 導入演習（1年次秋学期）

1年次秋学期配当の「専門導入演習」は、「基礎セミナー」で身につけた表現能力のいっそうの向上をはかりつつ、さまざまな社会現象について法的な視点から考察し、自分の意見を発表できるようになることをめざします。題材に関してはできるかぎり学生が身近に感じることで具体的な問題を取り上げ、教員が指定した文献を講読して、レジュメを作成し、授業で発表・質疑応答をおこなっていきます。

#### ⑪-2 専門基礎演習（2年次春学期）

「専門基礎演習2」は、「専門基礎演習1」同一の指導教員のもとで授業を履修します。授業では、事例問題などについて、受講者が自ら判例集、学術論文などを用いて検討し、授業での発表・討論をおこなって、具体的事例に対する法的な評価をおこなうための基礎力を身につけることをめざします。

#### ⑪-3 専門演習（2年秋学期）

「専門演習」は、「専門基礎演習」と同一の指導教員のもとで授業を履修します。授業では、事例問題などについて、受講者が自ら判例集、学術論文などを用いて検討し、授業での発表・討論をおこなって、具体的事例に対する法的な評価をおこなうための基礎力を身につけることをめざします。

#### ⑪-4 専門発展演習1（3年次通年）

「専門演習1」は《専門科目》の講義で学修した知識を確認した上で、現代社会にとって喫緊の課題が集約された事例を取り上げて、それらを法的な観点から学修していきます。受講者の発表・討論を通じて問題発見能力・問題解決能力の涵養をはかりつつ、より高いレベルで論点を整理し、問題解決方法を提示する能力を身につけることをめざします。

#### ⑪-5 専門発展演習2（4年次通年）

「専門演習2」は、「専門演習1」と同一の指導教員のもとで授業を履修します。受講者がこれまでに学修してきた特定の法律分野に関する知識・論点の中から自らテーマを設定した上で定期的な報告をおこない、これに対する教員や受講者との質疑応答・討論を通じて、報告の構成・形式・内容を含めてより完成度をあげていくことが求められます。

## ◎専門科目の一部をピックアップ

### 民法総則1

民法は、私たちの暮らしに最も密着した法です。しかし、カバーする範囲が広大なことから、抽象的な概念が多く用いられています。そこで本講義では、実例を多数取り上げ、民法の解釈や社会の関わり方を丁寧に解説していきます。

### 刑法総論1

裁判官や弁護士などの法律家が刑罰について論じるには、刑法の各条文の正しい理解と、運用するための能力が必要です。その力を養うために、抽象的な内容が多く難解な犯罪理論や刑法を、具体例を用いながら分かりやすく説明します。

### 行政法総論1・2

行政法の仕組みや原則の理解と、行政が公益を実現する必要な基本ルールを学びます。実際にあった出来事や事例などを通して理解を深めながら、行政の活動について、具体的な判例や学説に基づいて説明できる力を養います。